

御意見等の概要		御意見等に対する考え方
○表示		
129	購入時に消費者が選択できるよう、ゲノム編集技術応用食品とわかる表示をしてほしい。	食品表示に関する取扱いについては、今後、消費者庁において検討が行われるものと承知しています。いただいた御意見については、消費者庁へ伝達いたします。 なお、遺伝子組換え食品の表示の目的は、（国内で流通可能なものについての、）消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保であると承知していますが、厚生労働省としても、食品衛生上の取扱いに係る検討内容の情報提供など、必要な協力をていきたいと考えています。
130	食品表示の法整備は不可欠。消費者が選択出来るようにしてほしい。	
131	ゲノム編集技術の安全性が確立していないため、表示を義務化してほしい。	
132	ゲノム編集技術でつくられた全ての作物等とその加工食品について、表示を義務付けること。	
133	ゲノム編集された食品には、ゲノム編集しているという表示が欲しい。消費者には、食べるものを選ぶ基本的人権があります。せめて選ばせてもらいたい。	
134	消費者が選べる仕組みが無いのは、国民の権利を無視している。	
135	消費者が選択できるよう表示が必要。	
136	遺伝子組換えやゲノム編集食品の表示規制を緩くするのは消費者の選ぶ権利を奪うもの。	
137	遺伝子操作された作物が何も表示されることなく食卓に並ぶことになりそうで不安。 消費者庁と連携して、ゲノム編集食品であることがわかる表示の義務化を検討してほしい。	
138	食品衛生法での方向が食品表示法での扱いに重大な影響を及ぼし、食品表示が行われないことになれば、消費者の知る権利、選ぶ権利を奪うことになり、厚労省の責任は重大だといえる。	
139	ゲノム編集作物等に対する不安が消費者にあることから、消費者の選択する自由を保障してほしい。安全性審査が行なわれない場合は専用。 新開発食品調査部会でもリスクコミュニケーションの一環として表示の必要性が指摘されている。すべてのゲノム編集作物等及びその加工品を表示の対象としてほしい。 厚生労働省からも消費者庁に、強く要請してほしい。	
140	知らないうちに食べていた、後から安全性に対する問題が発覚したなどの事態が生じれば、ゲノム技術に対する不信感は増大すると考えられ、食品がそうであるか否か選べる制度が必要。 外見上の違いがない場合は消費者は区別して選択することはできないため、取扱い事業者が責任を持って、生産・流通の管理を徹底の上で、表示するなど、社会的な理解と仕組みづくりを進めてほしい。	
141	改変が自然界の突然変異でも起こり、検査できない事が、表示を免除する理由にはならない。 ゲノム編集作物等に対する不安が消費者にある。 消費者の選ぶ権利を確保するため、ゲノム編集技術応用食品等は表示されることが必要。	
142	ゲノム編集作物等に対する不安が消費者にある。 消費者の選ぶ権利のため、ゲノム編集技術応用食品等を表示の対象とすることを求める。 遺伝子組換え食品と違い、ゲノム編集技術応用食品では科学的検証による判別ができないので、社会的検証に頼らざるを得ない。	

143	商品として流通させる時には《ゲノム編集》と記載してほしい	
144	すべての遺伝子操作した食品の表示は必ずしてもらいたい	
145	全ての新しい遺伝子操作技術を使った食品について食品安全の検査と、表示の義務付けを求める。それらを使った加工品についても表示の義務付けてもらいたい。	
146	「遺伝子組換え」のように表示があれば選べるが、あまり積極的には表示されず、使ってない時にだけ「遺伝子組換え作物不使用」とされる。ゲノム編集は避けたい人が多いと思う。どう避ければよいか?	
147	商品表示には「ゲノム編集」と書かれないよう法規制されるだろうし、安全性に関する実験データも非公表となるはず。 もし実際にゲノム編集生物が流通してしまえば、消費者の「選ぶ権利」が奪われかねない。	
148	ゲノム編集された原料やGMOが使われている食品に対する「遺伝子組換えでない」表示は消費者団体、科学者団体の要望通り、EUと同じ0.9%未満にしてもらいたい。	
149	取扱い事業者が責任を持って生産・流通等の管理を徹底した上で、商品やカタログ等に表示するなど、消費者が正しく選択できる制度の構築を求める。	
150	売り場にゲノム編集技術応用食品とそうでない食品の両方を準備し、片方に袋として認定シールを貼るなどし、選択の可能な状態とするのはどうか。	
151	少しでも危険性のある商品には、○○の危険性があると表示してほしい。	
152	個別の商品に遺伝子組換えの有無または証明困難の表示義務をするべき。	
153	消費者の選択の権利のためには、食品表示が不可欠。 トレーサビリティ制度の確立なしに表示もできない。 厚生労働省のイニシアチブでトレーサビリティ制度の確立に取り組み、確立するまでは、ゲノム編集技術による食品を流通させないでほしい。	ゲノム編集技術応用食品に係わらず、食品衛生法第3条第2項では、食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するように努めなければならない、とされています。記録の作成や保存に関する具体的な内容は厚生労働省よりガイドラインが示されており、食品衛生上の危害が発生した際の遡り調査を行うための前提はあるものと考えています。
154	消費者の不安や懸念に応えるためには、トレーサビリティシステムが必要。 オフターゲット以外にも、細胞分化も含めたエピジェネティクスにはまだまだ解明されていないことの方が多く、「ゲノム編集技術」と「組換えDNA技術」を厳密に区分できるのかについても不安で、事故が発生しない保証はどこにもない。 ゲノム編集技術を用いた品種改良を行うための指針等により、開発者等が作成・保管すべき記録（情報）を定め情報を開示する、トレーサビリティ確保のための仕組みを構築することが必要。	
155	消費者の自由のため、表示が必要であり、また、何かが起こった時にトレーサビリティも必要。	
156	問題が生じた場合に被害拡大を防ぐため、遡って原因を究明し、責任を明らかにできるトレーサビリティの確立が必要。また、検知法を含め更なる技術開発の進展に合わせて絶えず効率化を図る必要がある。 遺伝子変異を施された食品は避けたいという消費者が多く、消費者の知る権利や選ぶ権利を確保するため、厚生労働省は、届出の義務化と情報開示など、消費者庁で検討される表示が可能な制度づくりを整えてほしい。	